

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成27年3月24日（平成27年（行情）諮問第184号）

答申日：平成29年12月8日（平成29年度（行情）答申第364号）

事件名：特定大学に係る大学入学者選抜実施状況調査等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書7（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年12月26日付け26受文科高第3号の35により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、異議申立人が開示を求める部分の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

文部科学省による通知、指導、助言その他の意見、照会、質問や、それらの指導・助言、照会、質問事項に対する特定大学からの返答であって、その内容を公にすることにより当該特定大学の経営戦略や経営状態を示すこととなり法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある（法5条2号イ該当）としたもの。

これらの処分において、処分庁は具体的な情報内容に即した理由を示しておらず、抽象的な不開示理由の類型を示すにとどまっているため、何がどうして法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるのかをうかがうことができない。不開示とする理由に相当しないか、理由不備の違法がある。

（2）意見書

ア 法5条2号イ該当性について

諮問庁は理由説明書の中で本件不開示部分のいずれも大学が「公表していない」ことを挙げている。

しかし、諮問庁は大学が秘密にする趣旨で公表していないのか、公表しても構わないが作業量の増大を避けるなどの理由で公表をしていないだけなのかについての峻別をせず、さらには根拠も示さないまま「経営戦略の面から」という理由である旨断定しているが、いずれも合理性を欠いた単なる憶測というほかなく、理由がない。

「公表していない」ことを出発点に、その理由を「経営戦略」であると推測し、そこから法5条2号イ該当性を主張しているように見えるこうした諮問庁の考え方は、立論の仕方としては転倒しており、いま公表しているかしていないかという現状と齟齬を来して波風が立つことがないように、現状に平仄を合わせた結論を導くことになるだけである。法の趣旨に鑑み、真の意味で「例外的に」開示できない文書に該当する特別な事情があるかどうかを検討されたく、そしてなるべく情報を開示することでこそ文部科学行政の信頼性が得られるとの確信のもとに努力されることを心から望む。

なお、文書2に関しさらに述べる。

障害者入学状況は本来、選抜、入学手続きにあたり障害者に対する差別や差別的な取り扱いを行っていないことの重要な裏付け情報となり、とりわけ障害者差別を明確に禁じた障害者差別解消法の施行を控え、違法な差別が行われていないかという公共的関心事に密接に関連した情報ともなる。大学が公表していないというだけで開示を拒むことは理由がない。

また、法5条2号イのいう「権利、競争上の地位その他正当な利益」の「正当な」については、法人等の「権利」及び「競争上の地位」についても「正当な」ものでなければならないと一般的に解釈されており、単に競争上不利になるというだけではなく、正当な権利、正当な競争上の地位を脅かすものであるときに不開示が認められるのである。

障害者の入学状況や特別措置の状況、大学における施設・設備の状況に関する情報、入学者選抜に関する情報開示の状況などはいずれも障害者を差別していないか否かにかかるものであり、この開示による不利益は障害者に対する差別又は差別的な取り扱いをしていることによって発生するものであると考えられ、開示によって「正当な」競争を損なうものとはいえない。むしろこうした開示をしないことが、なすべき義務を果たさぬことによって競争に臨む「正当性を欠く」在り方を間接的に助長する懸念さえある。

文書2に関してはまた、諮問庁は「個人が特定されるおそれがある」ともしているが、この情報は直接に個人を識別できる情報ではなく、また一般人が通常入手できる範囲の情報と照合することによ

って特定の個人を識別することができる情報でもない。

イ 法5条6号の該当性について

諮問庁は「法人にとって機密等に当たる」と断定しているが、上記アのとおり本件各文書の中には入学人員など、学校教育法施行規則で公表が義務付けられている数字の内訳に過ぎないもの、障害者入学状況のように、差別を行っていないことの裏付けとなり、とりわけ障害者差別解消法の施行を控え、違法な差別が行われていないかという公共的関心事に密接に関連した情報となるもの、新型インフルエンザ対策のように大学内にとどまらず地域社会に与える影響が大きく公共性が著しく高いものなども含まれている。これにとどまらず、諮問庁による理由説明書の記述によってもこれらが「機密等」にあたるとの主張には直ちには首肯できない。入学数内訳や障害者の入学状況など「機密」と呼ぶことが社会通念上相当誇大に過ぎると思われるものもあり、「機密等」の「等」の趣旨やその範囲が極度に広いと考えざるを得ない。本当に「隠す必要があるべきもの」を指そうとしているのか疑念なしとしないため、諮問庁の理由説明の真実性にもいささかの疑問すら投げかけるものとなっていることもこの際付記する。

諮問庁は理由説明書において、情報を開示することの公益的な必要性を斟酌したと述べており、この姿勢自体は異議申立人としても高く評価したいが、その結果については大変遺憾と言わざるを得ない。

また、「特定の情報のみが国民に公開されることとなると、当該特定大学の意に反した形で当該情報が広まる可能性も否定できず、かえって国民が大学進学等に当たって的確な判断を誤る可能性を高めかねない」と主張しているが、政府が持つ公共情報は「当該特定大学の意」に沿う形でのみ用いられるものと限定することは許されない。自由で多様な言論が保証される市民社会においては、「誤った」解釈や「偏頗な」解釈に基づく意見がときに出てくることさえも、一定程度は受け入れる必要がある。足並みをそろえて「正しい」解釈のみが発せられることは、何か特別な抑圧がなければあり得えない。「誤った意見の表明は自由な議論においては不可避」であり「表現の自由が生き残るために必要な息抜き場」でさえあるという指摘が、世界的に著名な言論の自由に関する米国連邦最高裁判所判例（サリバン対ニューヨークタイムズ事件）で法廷意見として宣言されていることであることを想起すべきである。情報は多種多様な解釈がなされてこそ有効な活用といえる。

政府が持つ情報の公聞ができない事情を考慮するに当たり、作成者、発信者が意図したものとは別の角度から用いられたり検証されたり

することを拒み、そのことが公益に資する可能性を無視する主張は「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全う」し、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」という法の目的に著しく反するものとなる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立てに係る行政文書等について

本件異議申立てに係る行政文書は、別紙に掲げる本件対象文書（文書1ないし文書7）である。

本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号により一部開示決定（原処分）を行ったところ、異議申立人から、その一部についての開示を求める旨の異議申立てがされたところである。

2 不開示情報の該当性について

以下に掲げる理由から、本件対象文書については、法5条2号イ及び6号に該当する。

（1）法5条2号イの妥当性について

ア 文書1には、異議申立書記載のとおり、入学者数の情報が含まれており、学校教育法施行規則第172条の2にしたがい公表する必要があるものではあるが、単に入学者数だけを問う調査ではなく、一般入試やAO入試などの入試区分ごとの入試状況を全体的に問う調査であり、その内容については、調査全体として特定大学から公表不可を前提として回答を頂いたものである。そのため、学校教育法施行規則に反して入学者数を開示しないのではなく、特定大学から公表不可として回答を得た入試区分ごとの状況を公にすることが当該特定大学の権利、競争上の地位その他利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。

イ 文書2には、身体障害者の障害ごとの入学状況や特別措置の状況、大学における施設・設備の状況に関する情報及び入学者選抜に関する情報開示の状況などを把握するために調査したものである。しかしながら、文書1とは異なり、各大学に公表の可否を問う調査票にはしていないが、国が個々の大学のデータについて対外的に公表しているものではない。また、不開示部分については、例えば、障害者の入学状況について公表すると当該障害者が特定されるおそれがあることや、それ以外の状況についても経営戦略の面から各大学でも公表をしていない情報であり、公表をすることで当該大学の権利、競争上の地位その他利益を害するおそれがあることから、大学が公表している情報以外の回答箇所は法5条2号イに該当する。

ウ 文書3については、平成27年度入試における出題についての調査であるが、各大学においてどのように出題するか等については公

表されているものの出題に関する理由等については公表していない。なお、これは経営戦略の面からも公表していない情報であり、部分開示をすることで当該箇所の内容も想像できるものであるため、公表をすることで当該大学の権利、競争上の地位その他利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。

エ 文書4については、平成21年度に流行した新型インフルエンザにおける各大学の対応状況を国が把握するために調査したものであるが、国が個々の大学のデータについて対外的に公表しているものではない。また、各大学においても実施の予告については公表しているものの、実施の体制や経費などは公表していない。これは経営戦略の面からも公表していない情報であり、公表することで当該大学の権利、競争上の地位その他利益を害するおそれがあることから、大学が公表している情報以外の回答箇所は法5条2号イに該当する。

オ 文書5では、外部試験の活用状況及び海外留学経験の活用状況について把握するために調査したものである。しかしながら、文書1とは異なり、各大学に公表の可否を問う調査票にはしていないが、国が個々の大学のデータについて対外的に公表しているものではない。また、活用の具体的内容などは、経営戦略の面から各大学でも公表をしていない情報であり、公表をすることで当該大学の権利、競争上の地位その他利益を害するおそれがあることから、大学が公表している情報以外の回答箇所は法5条2号イに該当する。

カ 文書6では、通常では文書2と同様の調査で問う調査であるが、東日本大震災の影響を考慮し個別にAO入試、推薦入試に関する調査を実施したものであり、国が個々の大学のデータを対外的に公表しているものではない。また、今回の不開示箇所については、経営戦略等の理由から各大学でも公表をしていない。そのため、公表をすることで当該大学の権利、競争上の地位その他利益を害するおそれがあることから、大学が公表している情報以外の回答箇所は法5条2号イに該当する。

キ 文書7では、学士課程教育に関する現状の認識、改善に向けた取組と課題などについて、学部長の現実の考えを把握するために、個別の回答については非公表を前提に調査したものである。あくまで現場の担当責任者の認識を問うものであり、大学としての公的な見解ではなく、大学の経営戦略や広報等の活動を阻害しかねない。したがって、公表することで当該大学の権利、競争上の地位その他利益を害するおそれがあることから、回答箇所は法5条2号イに該当する。

(2) 法5条6号の妥当性について

法1条では、この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利を定めること等により、行政機関の保有する情報の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判のもとにある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とすると規定するものであるが、本件対象文書については、上記(1)で述べたとおり、法人にとっては機密等に当たることから、こうした情報が公にされた場合、法人との信頼関係が損なわれ、今後国が行う調査に係る事務に関し、公正かつ能率的な遂行が阻害されるおそれがあること、また公にすることにより法が目的とする事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号に該当する。

3 原処分にあつたの考え方について

上記の該当性を考えるにあつて、情報を開示することの公益的な必要性を斟酌してもなお、開示のもたらす支障が重大な場合であり、不開示とすることに合理性が認められる場合に不開示とすることとしている。本件対象文書の不開示部分については、大学が公表していない情報であり、「身体障害者の障害ごとの入学状況」等の特定の情報のみが国民に公開されることとなると、当該特定大学の意に反した形で当該情報が広まる可能性も否定できず、かえって国民が大学進学等に当たつて的確な判断を誤る可能性を高めかねないものである。また、公表をすることで、当該大学の権利、競争上の地位その他利益を害するおそれがあり、今後国の調査等の協力を躊躇する理由にもなりかねない。

こうした現状を踏まえ、文部科学省においては、本件対象文書の不開示部分については、より慎重に扱う必要があると判断したため、原処分どおりの決定を行ったところである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年3月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月13日 審議
- ④ 同月28日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 平成29年9月22日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年10月6日 審議
- ⑦ 同年12月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、文書 1 ないし文書 7（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法 5 条 1 号、2 号イ及び 6 号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、不開示部分のうちの一部（本件不開示部分）の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件不開示部分は、別表の 2 欄に掲げる本件不開示部分 1 ないし本件不開示部分 1 6 である。

(1) 本件不開示部分 1 について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 文書 1 は、文部科学省による入学者選抜の実施状況調査に対する特定大学からの回答文書である。当該調査は、毎年度、文部科学省において各大学の数値を取りまとめ、公表しているが、個別大学の回答内容については、公表の可否を調査票上で確認しており、特定大学は、公表不可を前提に回答している。

(イ) 当該調査に係る公表資料には、国公立大学別、公私立短期大学別の①入学志願者数・志願倍率及び②アドミッション・オフィス入試を導入している大学数・学部数・入学者数などが掲載されている。また、国立大学及び公立大学については、個別大学ごとの募集人員・志願者数・受験者数・合格者数・入学者数等の総計を掲載しているものの、特定大学を含む私立大学については、個別の状況を公表していない。

(ウ) 文書 1 は、全体の構成として (a) 総括表、(b) 秋季入学及び (c) 外国人留学生特別選抜の項目がある。

(a) 総括表及び (b) 秋季入学に係る部分には選抜区分ごとの募集人員・志願者数・受験者数・合格者数・入学者数等の内訳の記載があるが、当該調査票に掲げる選抜区分名は文部科学省が定める大学入学者選抜実施要領に基づくものであり、必ずしも各大学における区分（入試方法の名称）と一致せず、特定大学が自ら公表している情報ではないため、当該部分を公にした場合、受験生や保護者等に誤解を招くおそれがある。

なお、(a) 総括表部分には、その対象として外国人留学生特別選抜を含めないこととしているため、表中の入学者数の総計は、学校教育法施行規則 172 条の 2 により国公立大学に対して公表が義務付けられている「入学者数」と数字は一致しない。

(エ) (b) 秋季入学及び(c) 外国人留学生特別選抜に記載されている該当欄(本件不開示部分1のうち⑨)は、秋季入学及び外国人留学生特別選抜をそれぞれ実施していない場合、それぞれの該当欄に「なし」を記入することとなるが、当該部分を公にした場合、特定大学の秋季入学及び外国人留学生特別選抜の実施の有無が明らかとなる。

(オ) 前述のとおり、本件不開示部分1を公にした場合、特定大学の意に反した形で公表していない、又は公表している情報と一致しない情報のみが広まる可能性が否定できず、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

さらに、大学の意思に反して一部でも開示を行った場合、従前からの大学との信頼関係を損なうことにつながり、入学者選抜に係るものに限らず、今後の国が実施する各種調査・照会への協力が得られなくなるおそれがあるため、法5条6号に該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

(ア) 文書1の本件不開示部分1には、(a) 総括表、(b) 秋季入学及び(c) 外国人留学生特別選抜の各項目に該当する①募集人員の内訳及び総計、②志願者数の内訳及び総計、③受験者数の内訳及び総計、④合格者数の内訳及び総計、⑤入学者数の内訳及び総計、⑥学部数(実数)、⑦選抜方法、⑧学部名、⑨該当欄及び⑩公表の可否の各記入欄に対する特定大学の回答部分が認められる。

このうち、(a) 総括表部分には、調査票にあらかじめ記載されている選抜区分名に対応した上記①ないし⑥に係る人数等及び⑩に係る記載欄があり、(b) 秋季入学部分には、特定大学が⑦選抜方法欄及び⑧学部名欄に記載した回答(特定大学の選抜方法及び学部名)に対応した上記①ないし⑤に係る人数等及び⑧ないし⑩の記載があり、(c) 外国人留学生特別選抜部分には、特定大学が⑧学部名欄に記載した回答(特定大学の学部名)に対応した上記①ないし⑤に係る人数等、⑥、⑨及び⑩の記載がある。

(イ) 総括表部分について

a 上記①のうち総計部分を除いた部分、②ないし⑤及び⑥のうちの総計部分を除いた部分については、特定大学において公とされていない入試に係る詳細な情報であり、これらを公にした場合、学生確保等に関して競合する他大学にこれらの情報を知られることとなるため、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号及

び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- b しかしながら、上記①のうちの総計部分及び⑥のうちの総計部分は、特定大学の学生募集要項等から明らかになる部分であり、また、上記⑩の部分は、当該調査票の回答の公表を望まない場合に「公表不可」を記載する部分にすぎないので、これらを公にしても、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び特定大学との信頼関係を損なうことにつながり、今後の国が実施する各種調査・照会への協力が得られなくなるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ウ) 秋季入学部分について

- a 上記②ないし⑤の部分は、上記(イ) aと同様の理由により、法5条2号イに該当し、同条1号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
- b 上記①、⑥ないし⑧及び⑩の部分は、上記(イ) bと同様の理由により法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。
- c 上記⑨の部分は、当該部分を公にした場合、特定大学の秋季入学の実施の有無が明らかになると諮問庁は説明するが、秋季入学の実施の有無は、特定大学の学生募集要項等で明らかになるものであることから、当該部分を公にしても、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び特定大学との信頼関係を損なうことにつながり、今後の国が実施する各種調査・照会への協力が得られなくなるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(エ) 外国人留学生特別選抜

- a 上記②ないし⑤の部分は、上記(イ) aと同様の理由により法5条2号イに該当し、同条1号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
- b 上記①、⑥、⑧及び⑩の部分は、上記(イ) bと同様の理由により法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。
- c 上記⑨の部分は、当該部分を公にした場合、特定大学の外国人留学生特別選抜の実施の有無が明らかになると諮問庁は説明するが、外国人留学生特別選抜の実施の有無は、特定大学の学生募集

要項等で明らかになるものであることから、当該部分を公にしても、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び特定大学との信頼関係を損なうことにつながり、今後の国が実施する各種調査・照会への協力が得られなくなるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) 本件不開示部分2について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 当該部分は、身体障害者の障害の種類ごとの受験者数や入学者数等、受験の際に特別に配慮した事項及び障害を有する入学者に対して施設整備した事項が記載されていることから、これらを公にした場合、障害を有する受験生及び入学生の具体的な障害の程度が明らかになるとともに、特定大学の関係者等一定範囲の者には、個々の障害を有する入学者が特定され、通常人に知られたくない情報が知られてしまうおそれがある。

(イ) このような障害を有する者の機微な情報が記載されている当該不開示部分を公にした場合、その後の文部科学省が行う同種の調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(ウ) なお、本件不開示部分2が記載された文書2（後述の本件不開示部分3ないし本件不開示部分16が記載された文書を含む。）は、文部科学省の調査に対する特定大学の回答文書であり、当該調査結果は文部科学省において公表していない。

イ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

(ア) 当該部分には、①身体障害者等の障害の種類ごとの受験の相談者数、志願者数、受験者数、合格者数及び入学者数、②身体障害者等の障害の種類ごとの受験上の特別措置の配慮状況並びに③身体障害者等の入学者に対する施設・設備の整備状況やその具体的な内容の記入欄に対する特定大学の回答部分が認められる。

(イ) 当該部分は、障害を有する者等に係る機微な情報であり、みだりに外部に知らせるべき性格の情報ではないと考えられるため、公にすることにより、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イの不開示情報に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 本件不開示部分3について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分は、特定大学における大学入学者選抜合格者への通知方法、受験生への大学入学者選抜に係る情報の開示の可否及びその開示内容等に関する情報である。当該部分は、文部科学省が用意した選択肢の中で、特定大学が実情に近いものを選択して回答したものであり、この回答が特定大学の実情と必ずしも一致するものではなく、公にすることで、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

イ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

(ア) 当該部分には、一般選抜及びその他の選抜ごとに①合格者への通知方法等、②合格発表の学内掲示方法、③受験生への開示内容（試験の成績等）及び④入試結果（受験者の数等）の記入欄に対する特定大学の回答部分があり、あらかじめ記載されている文部科学省の選択肢である、①合格者への通知方法等欄は、「郵便・レタックス」、「電話・FAX」、「インターネット」、「その他」及び「行わない」のいずれかを選択、②合格発表の学内掲示方法欄は、「氏名のみ」、「受験番号のみ」、「氏名及び受験番号」、「その他」及び「掲示しない」のいずれかを選択、③受験生への開示内容（試験の成績等）欄は、「試験成績」、「最高点最低点」、「合格判定基準」、「採点・評価基準」、「正解・解答例」及び「開示しない」のいずれかを選択するもの、試験問題等の公表の有無等並びに④入試結果（受験者の数等）欄は、募集人員、志願者数、受験者数、合格者数及び入学者数の公表の有無であることが認められる。

(イ) 諮問庁は、文部科学省が用意した選択肢の中で、特定大学が実情に近いものを選択して回答したものであり、この回答が特定大学の実情と必ずしも一致するものではないと主張するが、いずれの選択肢も一般的な方法であると認められ、特定大学の回答と特定大学の実際に対応した内容が異なることにより学生や保護者等が混乱するとは考え難いので、本件不開示部分3を公にすることにより、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び特定大学との信頼関係を損なうことにつながり、今後の国が実施する各種調査・照会への協力が得られなくなるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(4) 本件不開示部分4について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、

改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

- (ア) 当該部分は、特定大学における大学入学者選抜の外部試験の活用状況（例えば実用英語技能検定を活用するなど）に係る情報であるが、当該調査票における特定大学の回答部分は、特定大学における外部試験の活用の実態と一致しないおそれがあることから、公にした場合、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。なお、特定大学は、少なくとも現時点においては当該調査項目と類似の情報を学生募集要項に記載しているが、当該調査表への回答と現時点の学生募集要項の記載内容は一致していない。具体的には、調査票において活用している外部試験が、学生募集要項にはその事実が確認できない部分がある。
- (イ) 入学者選抜においては、学生募集要項に明示していない情報を基に選抜を行うこと自体は必ずしも否定することはできず、不開示が適切であると考える。

イ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

- (ア) 当該部分には、①語学に係る外部試験の活用状況及び②語学以外に係る外部試験の活用状況の調査項目がある。

上記①の調査項目には、一般入試、AO入試、推薦入試、帰国子女入試、外国人留学生入試及びその他入試の区分ごとに「実用英語技能検定」、「TOEFL」、「TOEIC」及び「その他」の選択肢に対する特定大学の回答部分があり、上記②の調査項目には、一般入試、AO入試、推薦入試及びその他入試の区分ごとに「日商簿記検定」、「簿記実務検定」、「情報処理技術者」、「ソフトウェア開発技術者」、「システムアドミニストレータ」、「漢字検定」及び「その他」の選択肢に対する特定大学の回答部分が認められる。

- (イ) 当審査会において、特定大学の学生募集要項を確認したところ、当該募集要項にある外部試験の活用の記載部分と調査票における特定大学の回答部分の一部について一致していないことが認められる。

しかしながら、当該回答部分は、既に終了した過去の入試に係るものにすぎず、将来行われる入試に係る情報は、一般に当該入試に係る学生募集要項等で明らかにされるものであるため、過去の調査表における特定大学の回答部分が現時点の募集要項等の記載部分の一部と一致していないことをもって、当該部分を公にすることにより、学生や保護者等が混乱を来すおそれがあるとは認め難い。

また、学生や保護者等は、その内容に疑問があった場合には、その時点で大学に問い合わせることにより容易にその疑問を解消させることもできるため、この点からも、当該部分を公にすることによ

り、学生や保護者等が混乱を来すおそれがあるとは認め難い。

なお、上記アの諮問庁の説明は、特定大学は、外部試験の活用状況を、戦略的にあえて学生募集要項に掲載していない可能性があることと解することもできるが、当該部分の記載が、そのような意図に基づくものであることをうかがわせるに足る事情は認められない。

したがって、当該部分は、本件不開示部分4を公にした場合、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び特定大学との信頼関係を損なうことにつながり、今後の国が実施する各種調査・照会への協力が得られなくなるおそれがあるとは認められないため、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(5) 本件不開示部分5について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

平成23年度の入学者選抜より、アドミッションポリシーを明確化（高等学校段階で修得しておくべき内容・水準をできる限り具体的に明示）することを各大学に要請しており、これの対応状況に係る特定大学の回答部分が本件不開示部分5に係る部分となる。

当該部分は特定大学が一般に公にしていない特定大学のアドミッションポリシーに記載されている内容の解釈及び今後盛り込む内容である。特定大学のアドミッションポリシーに上記文部科学省の要請に係る要素が盛り込まれているかどうかは客観的に判断できるものではなく、その解釈は特定大学のみが説明できるものである。

そのため、これらの情報を公にした場合、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

イ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

(ア) 当該部分には、「求める学生像だけでなく、高等学校段階で修得しておくべき内容・水準を具体的に規定」及び「高等学校段階で修得しておくべき内容・水準については定めていない（検討中も含む）」等の選択肢に対する特定大学の回答部分の記載が認められる。

(イ) 特定大学のアドミッションポリシーは、公にされており、当審査会において、特定大学のアドミッションポリシーを確認したところ、一般に特定大学のアドミッションポリシーの内容が上記選択肢のいずれに該当するのかを推認することは十分可能であると認められる。

したがって、当該部分は、本件不開示部分5を公にすることにより、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び特定大学との信頼関係を損なうことにつながり、今後の国が実施する各種調査・照会への協力が得られなくなるおそれがあると

は認められないため、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(6) 本件不開示部分6について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 当該部分には、AO入試・推薦入試における出願要件、選抜方法等、特定大学による評価・分析、学力把握措置及び入学前教育の実施状況等の記載があり、特定大学が学生募集要項やウェブサイト等において類似の情報を記載している調査項目であっても、特定大学が当該調査に回答するに当たっては、文部科学省が用意した選択肢の中で、特定大学が実態に近いものを選択して回答したものであり、この回答が特定大学における実情と必ずしも一致しない。

特に特定大学が学生募集要項やウェブサイト等において明示的に記載していない情報、通常は公にしないAO入試や推薦入試の実施に係る大学の考え方等に関する情報を含んでいる。

(イ) したがって、これらの情報を公にした場合、特定大学の意に反した形で公表していない、又は公表している情報と一致しない情報のみが広まる可能性が否定できず、今後の入試業務の実施に支障を来すおそれがあり、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

イ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

(ア) 当該部分には、①AO入試・推薦入試の出願要件、②AO入試・推薦入試で実施している選抜方法、③AO入試・推薦入試に対する評価・分析等、④AO入試・推薦入試において学力検査を課している募集人員の総計、⑤AO入試・推薦入試における学力把握措置及び⑥入学前教育の記入欄に対する特定大学の回答が認められる。

(イ) 当審査会において、特定大学の学生募集要項を確認したところ、当該募集要項の内容とそれぞれの調査票の内容の一部について一致していないことが認められる。

(ウ) 上記①は、評定平均値が一定以上であることを出願要件にしているかどうかの設問にすぎず、これを公にしても、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び特定大学との信頼関係を損なうことにつながり、今後の国が実施する各種調査・照会への協力が得られなくなるおそれがあるとは認められないため、当該部分は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(エ) 上記②は、AO入試・推薦入試の選抜方法に係る記載欄であり、書類審査、面接、小論文、学力検査、適性検査、実技検査、プレゼ

ン、討論、口頭試問、スクーリング、課題及びその他等における選択肢に対する特定大学の回答が認められるところ、当該回答部分は、上記（４）イ（イ）と同様の理由により、当該部分を公にすることにより、学生や保護者等が混乱を来すおそれがあるとは認め難い。

したがって、当該部分は、本件不開示部分 6 を公にした場合、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び特定大学との信頼関係を損なうことにつながり、今後の国が実施する各種調査・照会への協力が得られなくなるおそれがあるとは認められないため、当該部分は、法 5 条 2 号イ及び 6 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（オ）上記③には、ＡＯ入試・推薦入試実施大学に対する設問部分及びＡＯ入試・推薦入試未実施大学に対する設問部分があるところ、ＡＯ入試・推薦入試実施大学に対する設問については、ＡＯ入試・推薦入試の実施に係る特定大学の考え方等に関する設問であり、みだりに外部に知らせるべき性格の情報でもないので、これらの情報が公となった場合、被調査者である特定大学と調査実施者である国との信頼関係が損なわれ、今後の国が実施する各種調査・照会への協力が得られなくなるおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、法 5 条 6 号柱書きに該当し、同条 2 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、ＡＯ入試・推薦入試未実施大学に対する設問部分については、特定大学がＡＯ入試・推薦入試実施大学であることは原処分で既に開示されているため、特定大学の当該設問部分に対する回答内容は明らかである。

したがって、当該部分を公にした場合、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び特定大学との信頼関係を損なうことにつながり、今後の国が実施する各種調査・照会への協力が得られなくなるおそれがあるとは認められないため、当該部分は、法 5 条 2 号イ及び 6 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（カ）上記④は、特定大学の学生募集要項で明らかになる情報であるので、当該部分を公にした場合、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び特定大学との信頼関係を損なうことにつながり、今後の国が実施する各種調査・照会への協力が得られなくなるおそれがあるとは認められないため、当該部分は、法 5 条 2 号イ及び 6 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（キ）上記⑤は、（a）学力把握措置を実施しているかどうかの設問、（b）大学入試センター試験の成績、資格・検定試験などの成績及

び高等学校の教科の評定平均値について、出願要件としているかどうか及び合否判定に利用しているかどうかの設問、(c) 学力検査、小論文、実技検査、面接、その他を合否判定に利用しているかどうかの設問及び(d) エントリーから合格発表までの経過の概要の記載欄に対する特定大学の回答部分である。

上記(a)及び(d)は、特定大学の学生募集要項で明らかになる情報であり、当該部分を公にした場合、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び特定大学との信頼関係を損なうことにつながり、今後の国が実施する各種調査・照会への協力が得られなくなるおそれがあるとは認められない。

また、上記(b)は、大学入試センター試験の成績、資格・検定試験などの成績及び高等学校の教科の評定平均値について、出願要件としているかどうか及び合否判定に利用しているかどうかの設問にすぎず、上記(c)は、学力検査、小論文、実技検査、面接、その他を合否判定に利用しているかどうかの設問にすぎないため、これらを公にしても、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び特定大学との信頼関係を損なうことにつながり、今後の国が実施する各種調査・照会への協力が得られなくなるおそれがあるとは認められない。

したがって、上記⑤に係る部分は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ク) 上記⑥は、AO入試・推薦入試合格者への入学前教育に関する設問に対する特定大学の回答部分である。当該部分は、特定大学の入学前教育に係る機微な情報であり、みだりに外部に知らせるべき性格の情報ではないと考えられるため、公にすることにより、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イの不開示情報に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(7) 本件不開示部分7について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

特定大学が学生募集要項やウェブサイト等において類似の情報を記載している調査項目であっても、特定大学が当該調査に回答するに当たっては、文部科学省が用意した選択肢の中で、特定大学が実態に近いものを選択して回答したものであり、この回答が特定大学における実情と必ずしも一致しない。

イ 以下，上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

(ア) 当該部分には，①一般選抜の方法として，書類審査，筆記試験，口頭試問，面接及びその他の選択肢並びに②選抜に用いる資料として，志望理由書，成績証明書，研究計画書，論文・論文概要，健康診断書及びその他の選択肢に対する特定大学の回答部分が認められる。

(イ) 当該部分は，特定大学の大学院入学者選抜に係る選抜方法に係る情報であるため，当審査会において，特定大学の学生募集要項を確認したところ，当該募集要項の内容と調査票の内容の一部について一致していないことが認められるところ，当該回答部分は，上記(4)イ(イ)と同様の理由により，当該部分を公にした場合，特定大学の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び特定大学との信頼関係を損なうことにつながり，今後の国が実施する各種調査・照会への協力が得られなくなるおそれがあるとは認められないため，法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

(8) 本件不開示部分8について

ア 当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，不開示理由等について，改めて確認させたところ，諮問庁は，おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 当該部分は，身体に障害のある者等を対象とした入試の実施状況が記載されていることから，これらを公にした場合，特定大学の関係者等一定範囲の者には，個々の障害を有する入学者が特定され，通常人に知られたくない情報が知られてしまうおそれがある。

(イ) このような障害を有する者の機微な情報が記載されている当該不開示部分を公にした場合，その後の文部科学省が行う同種の調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以下，上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

(ア) 当該部分には，①選抜方法別に学部名，募集人員，志願者数，受験者数，合格者数，入学者数及び実施学部数（実数）を記載する部分並びに②該当欄に対する特定大学の回答部分があり，既に開示されている記入要領には，障害のある者等を対象に特別の選抜を実施している場合に記入する旨の説明が認められる。

(イ) 諮問庁は，当該部分が公になった場合，特定大学の関係者等一定範囲の者には，個々の障害を有する入学者が特定され，通常人に知られたくない情報が知られてしまうおそれがあると主張するが，上記①の内容を確認したところ，障害を有する入学者が特定されるような情報は認められず，上記②は，障害のある者等を対象に特別の選抜を実施していない場合，該当欄に「なし」を記入するにすぎな

い箇所である。

そもそも、障害のある者等を対象として特別の選抜を実施している場合は、その実施について公にしているものであるため、障害のある者等を対象とした特別の選抜の実施の有無自体やその内容が公になったとしても、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び特定大学との信頼関係を損なうことにつながり、今後の国が実施する各種調査・照会への協力が得られなくなるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(9) 本件不開示部分9について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分は、入試問題の作題及び点検における外注の状況や、外注の理由などの情報であり、当該情報は、通常公にしない情報であるとともに、特に受験生や他大学等、一般に知られたくない特定大学の入試問題作成に係る機微な情報であるため、当該情報を公にした場合、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

イ 当該部分には、入試問題の作題及び点検における外注の状況や、外注の理由などの設問に対する特定大学の回答部分が認められる。

当該部分は、通常公にしない情報であるとともに、特に受験生や他大学等、一般に知られたくない特定大学の入試問題作成に係る機微な情報であるとする諮問庁の説明は首肯できるため、これらの情報を公にした場合、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イの不開示情報に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(10) 本件不開示部分10について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分は、東日本大震災発生に伴う大学入学者選抜における対応状況、被災した受験生への特別選抜及び大学独自の経済支援策など特例措置の実施の有無などの情報であるが、これらの実施状況について、特定大学が公表を行ったのかどうかの確認ができない。特定大学が東日本大震災により被災した学生のプライバシーに配慮し公表しなかった可能性もあることから、これらを公にすると、特定大

学の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

イ 以下，上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

(ア) 当該部分は，①東日本大震災に伴う大学入学者選抜における対応状況及び②東日本大震災により被災した受験生への特例措置に係る情報であり，①は，試験の延期や試験開始時間の繰下げなど各大学において実施した措置についての設問に対する特定大学の回答部分であり，②は，(a)被災した受験生を対象とした特別選抜の実施の有無，(b)特別選抜を実施した学部数等，(c)入学検定料の免除，(d)入学者選抜におけるその他特例措置及び(e)次年度の入学者選抜の予定の設問に対する特定大学の回答部分であることが認められる。

(イ) 上記①は，東日本大震災に伴い試験の延期や試験開始時間の繰下げなど各大学において実施した措置についての設問にすぎず，また一般に試験当日に学生に対して周知を行う情報であると認められるため，当該部分を公にした場合，特定大学の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び特定大学との信頼関係を損なうことにつながり，今後の国が実施する各種調査・照会への協力が得られなくなるおそれがあるとは認められない。

(ウ) 上記②は，学生募集の際に公にする情報であるとともに，一般に試験当日に学生に対して周知を行う情報であると認められるため，当該部分を公にした場合，特定大学の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び特定大学との信頼関係を損なうことにつながり，今後の国が実施する各種調査・照会への協力が得られなくなるおそれがあるとは認められない。

ウ したがって，本件不開示部分10は，法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

(11) 本件不開示部分11について

ア 当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，不開示理由等について，改めて確認させたところ，諮問庁は，おおむね以下のとおり説明する。

当該部分は，入試問題インターネット投稿事件を受けた対応策の有無及び対応策の内容に係る情報であり，当該情報は，通常公にしない情報であるとともに，特に受験生や他大学等，一般に知られたくない特定大学の入試対応に係る機微な情報であるため，これらの情報を公にした場合，特定大学の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

イ 当該部分には，入試問題インターネット投稿事件を受けた対応策の有無及び対応策の内容に対する特定大学の回答部分が認められる。

当該部分は，通常公にしない情報であり，受験生や他大学等，一般

に知られたくない特定大学の入試対応に係る機微な情報であるとする諮問庁の説明は首肯できるため、これらの情報を公にした場合、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イの不開示情報に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(12) 本件不開示部分12について

当該部分は、試験問題を学内のどこで作題しているのかについての設問に対する特定大学の回答部分である。

当該部分は、試験問題作題に係る機微な情報であり、みだりに外部に知らせるべき性格の情報ではないので、法5条2号イの不開示情報に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(13) 本件不開示部分13について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分は、大学入学者選抜の①英語能力の確認の有無、②リーディング、ライティングなどどの技能で測ったか及び③個別試験と資格・検定試験を併用している場合の配点方法・活用状況に係る情報である。まず、上記①については、大学が公表する学生募集要項等で明らかになる情報ではあるが、当該部分に掲げる選択肢以外の方法（例えば、高等学校が作成する調査書の活用、口頭試問など）を特定大学において実施している可能性もあり、この回答が特定大学における実情と必ずしも一致しないため、受験生や保護者等に誤解を招くおそれがあり、不開示とした。

また、上記②及び③については、特定大学が学生募集要項等でも公表していない具体的な手法や評価における観点、それに関する大学の考え方等に関する情報を含んでいるため、これらの情報を公にした場合、特定大学の意に反した形で公表していない情報が広まる可能性が否定できず、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

イ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

(ア) 当該部分には、大学入学者選抜の①英語能力の確認の有無、②リーディング、リスニングなどどの技能で測ったか及び③個別試験と資格・検定試験を併用している場合の配点方法・活用状況の設問に対する特定大学の回答部分が認められる。

(イ) 当審査会において、特定大学の学生募集要項を確認したところ、

当該学生募集要項に掲げる試験科目と特定大学の回答部分がほとんど一致していないことが認められる。

(ウ) 上記①及び②は、大学入学者選抜における英語能力の確認の有無及び実施した英語試験についてリーディング、リスニングなどどの技能で測ったかについての設問にすぎず、また、当該部分は、既に終了した過去の入試に係るものにすぎず、将来行われる入試に係る情報は、一般に当該入試に係る学生募集要項等で明らかにされるものであるため、過去の調査表における特定大学の回答部分が現時点の募集要項等の記載部分の一部と一致していないことをもって、当該部分を公にすることにより、学生や保護者等が混乱を来すおそれがあるとは認め難い。

また、学生や保護者等は、その内容に疑問があった場合には、その時点で大学に問い合わせることにより容易にその疑問を解消させることもできるため、この点からも、当該部分を公にすることにより、学生や保護者等が混乱を来すおそれがあるとは認め難い。

したがって、上記①及び②は、当該部分を公にした場合、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び特定大学との信頼関係を損なうことにつながり、今後の国が実施する各種調査・照会への協力が得られなくなるおそれがあるとは認められないため、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(エ) 上記③は、上記アの諮問庁の説明のとおり、特定大学が学生募集要項等でも公表していない具体的な手法や評価における観点、それに関する大学の考え方等に関する情報を含んでいることが認められるため、当該部分を公にした場合、特定大学の意に反した形で公表していない情報が広まる可能性を否定できず、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(14) 本件不開示部分14について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 平成25年度の高等学校入学生より新たな高等学校学習指導要領が適用されたが、数学及び理科については、特例により平成24年度の入学生より新高等学校学習指導要領の先行実施を行った。このことにより、平成26年度の高等学校卒業生が受験する平成27年度大学入学者選抜における数学及び理科は、新しい学習指導要領に

準拠して実施された。しかしながら、平成25年度以前の高等学校卒業生は旧学習指導要領のもとで実施された教育課程を履修しているので、不利にならないよう、大学入試センター試験や各大学が実施する学力検査において、措置を講じる必要があるとして各大学に対して通知を行った。

この旧教育課程履修者に対する経過措置の実施状況に係る調査に対する特定大学の回答部分が文書3であり、本件不開示部分14の部分を不開示としている。当該調査結果は公表していない。

- (イ) 本件不開示部分14は、平成27年度入試における出題について、各大学でどのように出題するのか及び出題に関する理由等に係る情報であり、理由に係る部分については、大学は学生募集要項等で公表しておらず、それ以外の部分については、公にした場合は、理由に係る部分の内容を類推されるおそれがある。

したがって、これらの情報を公にした場合、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

- イ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

- (ア) 当該部分には、①大学入試センター試験を利用した入試の実施の有無、②旧教育課程から出題される教科等の選択回答を認めるか、認めないか、③②で「認めない」を選択した場合は、その理由の記載欄、④個別学力検査における数学、理科の実施の有無、⑤個別学力検査における経過措置の実施の有無、⑥⑤で「実施しない」を選択した場合は、その理由の記載欄、⑦数学Aの出題方法及び⑧⑦でその他等を選択した場合は、その内容等の記載欄の設問に対する特定大学の回答部分が認められる。

- (イ) 上記①、②、④、⑤及び⑦は、特定大学の学生募集要項等で明らかになるものであることから、これらを公にしても特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び特定大学との信頼関係を損なうことにつながり、今後の国が実施する各種調査・照会への協力が得られなくなるおそれがあるとは認められない。

- (ウ) 上記③は旧教育課程から出題される教科等の選択回答を認めない場合にその理由を記載するものであり、上記⑥は個別学力検査における経過措置を実施しない場合にその理由を記載するものであり、上記⑧は数学Aの出題方法の選択肢にない内容を記載するもの及び数学Aの出題について特に考慮しない場合にその理由を記載するものであるところ、いずれの項目も、特定大学の機密情報とまではいえず、これらを公にしても、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び特定大学との信頼関係を損なうことにつながり、今後の国が実施する各種調査・照会への協力が得られ

なくなるおそれがあるとは認められない。

ウ したがって、本件不開示部分14は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(15) 本件不開示部分15について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 大学入学者選抜に係る新型インフルエンザ対応状況の調査に対する特定大学の回答部分が文書4であり、本件不開示部分15を不開示としている。当該調査結果は公表していない。

(イ) 当該部分には、①一般入試における受験機会の確保措置、②一般入試における追試験等実施状況、③受験会場の衛生管理体制等として実際に講じた事項、④あらかじめ受験生に周知した事項等、⑤追試験を実施する上で追加的に要した経費等、⑥新型インフルエンザ対応を準備・実施するに当たっての意見等（工夫したこと、課題等）に対する特定大学の回答部分がある。

(ウ) 上記①については、対応方法の記載された項目に対応した予告欄及び実施欄に対し、特定大学がその該当の有無を記載している。

これらのうち予告欄については、文部科学省が用意した対応方法の選択肢の中で、大学の対応方針に近いものを選択して回答したものであり、この回答が大学として考えている対応の意図するところと必ずしも一致するものではないことから、これらを公にすると、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

実施欄については、新型インフルエンザへの対応の実施状況について、特定大学が公表を行ったのかどうかの確認ができない。特定大学がインフルエンザにかかった学生のプライバシーに配慮し公表しなかった可能性もあることから、これらを公にすると、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(エ) 上記②は、追試験等受験予定者数及び追試験等受験者数の情報であり、これらの情報についても上記（ウ）と同様、追試験等の実施状況について、特定大学が公表を行ったのかどうかの確認ができない。特定大学がインフルエンザにかかった学生のプライバシーに配慮し公表しなかった可能性もあることから、これらを公にすると、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(オ) 上記③及び④は、新型インフルエンザ対策として試験実施前に準備した事項、試験当日に対応した事項及びあらかじめ受験生に周知した事項に係る情報である。当該調査項目は、文部科学省が用意し

た選択肢の中で、大学の実施した事項に近いものを選択して回答したものであり、この回答が実態と必ずしも一致するものではない。また、選択肢の内容がインフルエンザ対策の詳細な対応方法であり、みだりに外部に知らせるべき性格の情報でもないことから、これらを公にすると、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(カ) 上記⑤は、追試験実施に伴う追加的に要した人員や経費に係る情報であるが、特定大学の入試問題の作題体制や財務内容の一部であり、通常公にしない情報であるとともに、特に受験生や他大学等、一般には知られたくない情報であるため、これらの情報を公にした場合、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(キ) 上記⑥は、新型インフルエンザ対策に係る意見等の記載である。これらの情報は、特定大学の新型インフルエンザ対策に係る考え方やノウハウ等で、通常公にしない情報であるため、これらの情報を公にした場合、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

イ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

(ア) 当該部分には、①一般入試における受験機会の確保措置、②一般入試における追試験等実施状況、③受験会場の衛生管理体制等として実際に講じた事項、④あらかじめ受験生に周知した事項等、⑤追試験を実施する上で追加的に要した経費等、⑥新型インフルエンザ対策を準備・実施するに当たっての意見等（工夫したこと、課題等）に係る設問に対する特定大学の回答部分が認められる。

(イ) 上記①は、(a)「個別学力検査等のみを課す一般入試」及び「大学入試センター試験、個別学力検査等を課す一般入試」を実施する学部の有無並びに(b)一般入試における新型インフルエンザ対策としての受験機会の確保措置の内容の設問に対する特定大学の回答部分である。

上記(a)は、特定大学の学生募集要項等で明らかになるものであり、上記(b)は、一般に受験生に対して周知する内容であると認められるため、いずれの情報を公にしても、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び特定大学との信頼関係を損なうことにつながり、今後の国が実施する各種調査・照会への協力が得られなくなるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

なお、諮問庁は、実施欄について、特定大学がインフルエンザに

かかった学生のプライバシーに配慮し公表しなかった可能性もあると主張するが、当該部分に係る選択肢は、「いくつかの試験日程（試験種別）を一括して追試験を実施する」、「新型インフルエンザ感染者又はその疑いのある者が受験する日程以降に実施される試験への振替受験を実施する」などであり、これらの選択肢からインフルエンザにかかった学生を特定することはできない。

- (ウ) 上記②は、(a) 追試験等受験予定者数及び(b) 追試験等受験者数の設問に対する特定大学の回答部分である。当該部分を公にしても、明らかになるのは、追試験等受験予定者数及び追試験等受験者数だけであり、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び特定大学との信頼関係を損なうことにつながり、今後の国が実施する各種調査・照会への協力が得られなくなるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- (エ) 上記③は、(a) 受験会場の衛生管理体制等として実際に講じた事前準備及び試験当日の対応の設問に対する特定大学の回答部分である。

当該情報は、インフルエンザ対策の詳細な対応方法であり、みだりに外部に知らせるべき性格の情報でもないことから、当該部分を公にした場合、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (オ) 上記④は、あらかじめ受験生に周知した事項等に係る設問に対する特定大学の回答部分である。

当該部分は、あらかじめ受験生に周知している事項であるものの、インフルエンザ対策の詳細な対応方法であり、試験当日の受験生への周知以後、みだりに外部に知らせるべき性格の情報ではないとはいえないので、当該部分を公にした場合、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (カ) 上記⑤は、本試験及び追試験における追加的に要した経費等の設問に対する特定大学の回答である。

当該部分は、特定大学の公となっていない経営状態に係る情報であり、みだりに外部に知らせるべき性格の情報でもないため、当該

部分を公にした場合、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(キ) 上記⑥は、(a) 新型インフルエンザ対応を準備・実施する上で工夫したこと、(b) 新型インフルエンザ対応を準備・実施する上で課題となったこと、(c) 対応方針（文部科学省から各大学に発出した「平成22年度大学入学者選抜に係る新型インフルエンザ対応方針について（通知）」）に対する意見及び(d) 各大学における今後の大学入学者選抜に係る感染症や災害等への危機管理対応の在り方についての設問に対する特定大学の回答であり、いずれも回答は自由記述となっている。

当該部分は、特定大学の公となっていない新型インフルエンザ対策に係る考え方やノウハウ等に関する情報であるため、これらの情報を公にした場合、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(16) 本件不開示部分16について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 学士課程教育に関する現状の認識、改善に向けた取組及び課題などについての大学の学部長に対するアンケート調査の回答が文書7であり、当該文書のうち回答部分の全項目を不開示としている。当該調査結果は公表していない。

(イ) 当該部分は、学士課程教育の現場の責任者である学部長の考えに関わる情報であり、競合する他大学等に知られたくない現場レベルの学士課程教育に係る意見等であるため、これらの情報を公にした場合、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

イ 当該部分には、学生が大学で学ぶに当たっての課題や学士課程教育の改善方法などの設問に対する特定大学に所属する学部長の回答部分の記載が認められる。

当該部分は、競合する他大学等に知られたくない現場レベルの学士課程教育に係る意見等であるため、当該部分を公にした場合、特定大学の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条6号につい

て判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号に該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分は、同条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象文書）

- 文書 1 平成 20～26 年度大学入学者選抜実施状況調査
- 文書 2 平成 20～26 年度大学入学者選抜実態調査
- 文書 3 経過措置に関する調査
- 文書 4 平成 22 年度大学入学者選抜に係る新型インフルエンザ対応状況調査
- 文書 5 平成 23 年度大学入学者選抜における外部試験の活用状況等調査
- 文書 6 平成 23 年度大学入学者選抜における A O 入試及び推薦入試の実施状況等調査
- 文書 7 学士課程教育の現状と課題に関するアンケート調査

別表

1 文書番号	2 本件不開示部分	3 不開示理由 (法5条)	4 開示すべき部分	
文書1	本件不開示部分1	①募集人員の内訳及び総計, ②志願者数の内訳及び総計, ③受験者数の内訳及び総計, ④合格者数の内訳及び総計, ⑤入学者数の内訳及び総計, ⑥学部数(実数), ⑦選抜方法, ⑧学部名, ⑨該当欄, ⑩公表の可否	2号イ 6号 ただし, ⑤は1号にも該当	①のうち, 総括表に係る募集人員の総計部分(3頁, 9頁, 15頁, 21頁, 27頁, 33頁及び39頁), 秋期入学に係る募集人員欄全て(5頁, 11頁, 17頁, 23頁, 29頁, 35頁及び41頁)及び外国人留学生特別選抜に係る募集人員欄全て(5頁, 11頁, 17頁, 23頁, 29頁, 35頁及び41頁) ⑥のうち, 総括表に係る学部数の総計部分(3頁, 9頁, 15頁, 21頁, 27頁, 33頁及び39頁), 秋季入学に係る学部数欄(5頁, 11頁, 17頁, 23頁, 29頁, 35頁及び41頁)及び外国人留学生特別選抜に係る学部数欄(5頁, 11頁, 17頁, 23頁, 29頁, 35頁及び41頁)

				頁) ⑦の全て(5頁, 11頁, 17頁, 23頁, 29頁, 35頁及び41頁) ⑧の全て(実施学部数(実数)含む)(5頁, 11頁, 17頁, 23頁, 29頁, 35頁及び41頁) ⑨の全て(5頁, 11頁, 17頁, 23頁, 29頁, 35頁及び41頁) ⑩の全て(3頁, 5頁, 9頁, 11頁, 15頁, 17頁, 21頁, 23頁, 27頁, 29頁, 33頁, 35頁, 39頁及び41頁)
文書2	本件不開示部分2	①身体に障害を有する者等の入学状況, ②身体に障害を有する者等に対する受験上の特別措置の配慮状況, ③身体に障害を有する者等の入学者に対する施設・設備の整備状況	2号イ6号	なし
文書2	本件不開示部分3	大学入学者選抜に関する情報開示等の状況	2号イ6号	全て(4頁, 17頁, 36頁, 53頁, 69頁, 86頁)

				及び104頁)
文書2 文書5	本件不開示 部分4	外部試験の活用 状況	2号イ 6号	文書2 全て(70頁, 87 頁及び105頁) 文書5 全て(3頁)
文書2	本件不開示 部分5	入学者受入方針 (アドミッション ポリシー)の 策定状況	2号イ 6号	全て(54頁, 71 頁, 88頁及び10 6頁)
文書2 文書6	本件不開示 部分6	AO入試・推薦 入試の実施状況	2号イ 6号	文書2 (a)「AO入試・ 推薦入試の出願要件 についてお答えくだ さい」に対する回答 欄全て(7頁, 21 頁, 40頁) (b)「AO入試・ 推薦入試で実施して いる選抜方法をお選 びください」に対す る回答欄全て(7 頁, 21頁, 40 頁, 74頁及び91 頁) (c)「AO入試・ 推薦入試未実施大学 にお伺いします。該 当年度入試以降, A O入試・推薦入試の 導入または導入予定 がありますか?」に 対する回答欄全て (7頁, 22頁, 4 1頁, 57頁, 77 頁, 94頁及び11 2頁)

				<p>(d) 「ＡＯ入試・推薦入試において学力検査を課している募集人員の総計をご記入ください」に対する回答欄全て（２１頁，４０頁及び７４頁）</p> <p>(e) 「ＡＯ入試における学力把握措置について」に対する回答欄全て（７４頁及び９１頁）</p> <p>(f) 「推薦入試における学力把握措置について」に対する回答欄全て（７５頁及び９２頁）</p> <p>(g) 「「エントリー」を実施している場合は，記載例を参考に，以下にエントリーから合格発表までの経過の概要をご記入願います（複数の入試方法がある場合は，代表的な事例で構いません）。」に対する回答欄全て（７６頁，９３頁及び１１１頁）</p> <p>(h) 「ＡＯ入試・推薦入試において学力検査・基礎学力把握のための筆記による検査を課している募集人員の総計をご</p>
--	--	--	--	--

				<p>記入ください」に対する回答欄全て（91頁）</p> <p>（i）「AO入試・推薦入試で実施している選抜方法及び学力把握を実施している選抜方法をお選びください」に対する回答欄のうち、「選抜には利用せず，入学前教育等の参考資料として利用している学部数」欄を除く全て（109頁及び110頁）</p> <p>文書6 全て（3頁から6頁まで）</p>
文書2	本件不開示部分7	大学院入学者選抜の状況	2号イ6号	<p>全て（9頁，12頁，26頁，29頁，45頁，48頁，62頁，63頁，83頁，84頁，100頁，101頁，120頁及び121頁）</p>
文書2	本件不開示部分8	身体に障害のある者等を対象とした入試の実施状況	2号イ6号	<p>全て（16頁及び35頁）</p>
文書2	本件不開示部分9	入試問題の作題・点検に係る外注の状況	2号イ6号	なし
文書2	本件不開示部分10	①東日本大震災に伴う平成23年度大学入学者	2号イ6号	<p>全て（60頁，80頁から81頁まで，97頁から98頁ま</p>

		選抜における対応 ②東日本大震災発生により被災した受験生への特例措置		で及び115頁から116頁まで)
文書2	本件不開示部分11	入試問題インターネット投稿事件を受けた対応	2号イ6号	なし
文書2	本件不開示部分12	試験問題作題の実施体制	2号イ6号	なし
文書2	本件不開示部分13	英語試験の実施状況	2号イ6号	(a) 大学入学者選抜で英語の能力を確認していますか」に対する回答欄全て(117頁) (b) 「実施した英語試験では、どの技能を測りましたか」に対する回答欄全て(117頁)
文書3	本件不開示部分14	①大学入試センター試験利用入試における経過措置, ②個別学力検査における経過措置	2号イ6号	全て(1頁及び2頁)
文書4	本件不開示部分15	①一般入試における受験機会の確保措置, ②一般入試における追試験等実施状況, ③受験会場の衛生管理体制等として実際に講じた事項, ④あらかじめ受験	2号イ6号	①及び②の全て(3頁及び4頁)

		生に周知した事項等，⑤追試験を実施する上で追加的に要した経費等，⑥新型インフルエンザ対応を準備・実施するにあたっての意見等（工夫したこと，課題等）		
文書7	本件不開示部分16	全項目	2号イ 6号	なし